

2026年調査 都道府県地域リハビリテーション支援体制

北海道・東北ブロック

北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県

関東甲信越ブロック

茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県

東海・北陸ブロック

富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県

近畿ブロック

滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県

中国・四国ブロック

鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県

九州・沖縄ブロック

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

※PDFのブックマークから各ブロック表紙へ移動できます。

北海道・東北ブロック

地域リハビリテーション支援体制調査結果

[北海道](#)

[青森県](#)

[岩手県](#)

[宮城県](#)

[秋田県](#)

[山形県](#)

[福島県](#)

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
1

基本情報
都道府県
北海道
回答部署
保健福祉部福祉局 高齢者保健福祉課地域支援係

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	第9期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

▶ 協議会はない

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

－

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

－

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

－

協議会の開催頻度

－

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

▶ －

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲

二次保健医療圏域

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

▶ ある

協力機関の活動範囲

都道府県全域

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められていない

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ない

その機会の主催機関

－

開催頻度

－

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会はない

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

－

共通認識を持つための手段

－

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

都道府県主管課， 職能団体（北海道リハビリテーション専門職協会）

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ 決まっている

実施する機関

職能団体

詳細

北海道リハビリテーション専門職協会

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	職能団体
詳細	北海道リハビリテーション専門職協会
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	職能団体(北海道リハビリテーション専門職協会)
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣，市区町村担当者からの相談
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	—
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	都道府県主管課，職能団体
詳細	北海道リハビリテーション専門職協会
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振返りに等について

Q 16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定していない	
実施する機関	-
詳細	-
開催頻度	-

Q 17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められていない	
担当する機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
2

基本情報
都道府県
青森県
回答部署
健康医療福祉部 高齢福祉保険課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されていない	
主な計画・連携指針の名称	-
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	-
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制はない	
市町村介護予防事業支援への活用有無	-

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

▶ -

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

-

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

-

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

-

協議会の開催頻度

-

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

▶ -

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

▶ -

広域支援センターの担当範囲

-

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

▶ -

協力機関の活動範囲

-

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ -

地域診断やニーズ分析を担う機関

-

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ -

その機会の主催機関

-

開催頻度

-

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ -

決まっている機関

-

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

IV. 人材育成について

Q 12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができていますか？

▶ -

合意形成ができていますか？	-
---------------	---

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができますか？	-
-------------------------------	---

Q 13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっていますか？

▶ -

実施する機関	-
--------	---

詳細	-
----	---

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができますか？	-
-------------------------------	---

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

実施する機関

-

詳細

-

関係機関の間で合意形成が来ている

-

合意形成が来ている機関

-

リハ専門職が協力している内容

-

リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

協力する相談窓口の機関

-

詳細

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ -

実施する機関

-

詳細

-

開催頻度

-

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ -

担当する機関

-

詳細

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
3

基本情報
都道府県
岩手県
回答部署
保健福祉部 長寿社会課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	・ いわていきいきプラン（2024～2026） ・ 岩手県地域リハビリテーション連携指針
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できる
--	-------

協議会の開催頻度	1回／年
----------	------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲	二次保健医療圏域
---------------	----------

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	二次保健医療圏域
-----------	----------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められている

地域診断やニーズ分析を担う機関

都道府県，リハ支援センター，広域支援センター

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

リハ支援センター

開催頻度

1回／半年

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決めている

決まっている機関

リハ支援センター，広域支援センター

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

IV. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できていない

合意形成ができています機関

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ 決まっています

実施する機関

その他（公益財団法人 いきいき岩手支援財団）

詳細

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	広域支援センター
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課，協議会，リハ支援センター，広域支援センター
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣，市区町村担当者からの相談
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	/33市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	広域支援センター，職能団体
詳細	岩手県 理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関

公益財団法人 いきいき岩手支援財団

詳細

－

開催頻度

1回／年

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関

リハ支援センター，広域支援センター

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
4

基本情報
都道府県
宮城県
回答部署
障害福祉課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されていない	
主な計画・連携指針の名称	-
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できない
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制はない	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されていない

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

▶ -

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

-

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

-

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

-

協議会の開催頻度

-

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

▶ -

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

▶ -

広域支援センターの担当範囲

-

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

▶ -

協力機関の活動範囲

-

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ -

地域診断やニーズ分析を担う機関

-

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ -

その機会の主催機関

-

開催頻度

-

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ -

決まっている機関

-

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

IV. 人材育成について

Q 12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ -

合意形成ができています機関	-
---------------	---

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-
----------------------------	---

Q 13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ -

実施する機関	-
--------	---

詳細	-
----	---

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-
----------------------------	---

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

実施する機関

-

詳細

-

関係機関の間で合意形成が来ている

-

合意形成が来ている機関

-

リハ専門職が協力している内容

-

リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

協力する相談窓口の機関

-

詳細

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

VI. 事業振返りに等について

Q 16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ -	
実施する機関	-
詳細	-
開催頻度	-

Q 17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ -	
担当する機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
5

基本情報
都道府県
秋田県
回答部署
健康福祉部長寿社会課

I．地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	秋田県第9期介護保険事業支援計画・第10期老人福祉計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	1回／年
----------	------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定していない

広域支援センターの担当範囲	-
---------------	---

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	都道府県全域
-----------	--------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められている

地域診断やニーズ分析を担う機関

都道府県，協議会，リハ支援センター

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

都道府県主管課

開催頻度

不定期

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決めている

決まっている機関

都道府県，協議会，リハ支援センター

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

リハ支援センター，
職能団体(秋田県リハビリテーション専門職協議会)

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ 決まっている

実施する機関

リハ支援センター， 職能団体

詳細

秋田県リハビリテーション専門職協議会

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	リハ支援センター， 職能団体
詳細	秋田県リハビリテーション専門職協議会
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課， 協議会， リハ支援センター， 職能団体(秋田県リハビリテーション専門職協議会)
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣， 事業計画立案や評価， 市区町村担当者からの相談
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	14/25市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる
Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている	
▶ 決まっている	
協力する相談窓口の機関	リハ支援センター
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関

リハ支援センター， 職能団体

詳細

秋田県リハビリテーション専門職協議会

開催頻度

必要に応じて

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関

都道府県主管課， リハ支援センター

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
6

基本情報
都道府県
山形県
回答部署
健康福祉部 高齢者支援課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	やまがた長寿安心プラン 〔山形県老人保険福祉計画（第10次） ・山形県介護保険事業支援計画（第9次）〕
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	不定期
----------	-----

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定していない

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定していない

広域支援センターの担当範囲	-
---------------	---

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ない

協力機関の活動範囲	-
-----------	---

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められていない

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ない

その機会の主催機関

－

開催頻度

－

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会はない

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

－

共通認識を持つための手段

－

IV. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができている

▶ できていない

合意形成ができている機関

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっていない

実施する機関

—

詳細

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

実施する機関	－
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	－
合意形成が出来ている機関	－
リハ専門職が協力している内容	－
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

協力する相談窓口の機関	－
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

VI. 事業振返りに等について

Q 16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定していない	
実施する機関	-
詳細	-
開催頻度	-

Q 17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められていない	
担当する機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
7

基本情報
都道府県
福島県
回答部署
保健福祉部 生活福祉総室 高齢福祉課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	ふくしま高齢者すこやかプラン、 福島県地域リハビリテーション連携指針
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できる
--	-------

協議会の開催頻度	1回／年
----------	------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲	保健所圏域
---------------	-------

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	保健所圏域
-----------	-------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

- ▶ 決められている

地域診断やニーズ分析を担う機関

広域支援センター

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

- ▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

- ▶ ない

その機会の主催機関

-

開催頻度

-

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

- ▶ 決まっていない

決まっている機関

-

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

- ▶ 機会はない

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

IV. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができている

▶ できていない

合意形成ができている機関

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっていない

実施する機関

—

詳細

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	広域支援センター
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	できていない
合意形成が出来ている機関	－
リハ専門職が協力している内容	－
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

協力する相談窓口の機関	－
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定していない

実施する機関

－

詳細

－

開催頻度

－

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関

広域支援センター

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

関東甲信越ブロック

地域リハビリテーション支援体制調査結果

[茨城県](#)

[栃木県](#)

[群馬県](#)

[埼玉県](#)

[千葉県](#)

[東京都](#)

[神奈川県](#)

[新潟県](#)

[山梨県](#)

[長野県](#)

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
8

基本情報
都道府県
茨城県
回答部署
福祉部長寿福祉課地域包括ケア推進室

I．地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	第8次保健医療計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できる
--	-------

協議会の開催頻度	不定期
----------	-----

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲	二次保健医療圏域
---------------	----------

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	市区町村
-----------	------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

- ▶ 決められている

地域診断やニーズ分析を担う機関

協議会

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

- ▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

- ▶ ない

その機会の主催機関

-

開催頻度

-

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

- ▶ 決まっていない

決まっている機関

-

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

- ▶ 機会がある

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

リハ支援センター，広域支援センター，協力機関，
職能団体（茨城県リハビリテーション専門職協会）

共通認識を持つための手段

会議への参加，日常的な連絡

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

都道府県主管課，協議会，リハ支援センター，広域支援センター，協力機関，職能団体（茨城県リハビリテーション専門職協会）

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ 決まっている

実施する機関

都道府県主管課，リハ支援センター，職能団体

詳細

茨城県リハビリテーション専門職協会

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

実施する機関	－
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	－
合意形成が出来ている機関	－
リハ専門職が協力している内容	－
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

協力する相談窓口の機関	－
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定していない

実施する機関

—

詳細

—

開催頻度

—

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められていない

担当する機関

—

詳細

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
9

基本情報
都道府県
栃木県
回答部署
保健福祉部高齢対策課

Ⅰ．地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	栃木県高齢者支援計画 「はっらっプラン21（九期計画）」
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制はない	
市町村介護予防事業支援への活用有無	-

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

▶ -

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

-

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

-

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

-

協議会の開催頻度

-

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

▶ -

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

▶ -

広域支援センターの担当範囲

-

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

▶ -

協力機関の活動範囲

-

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ -

地域診断やニーズ分析を担う機関

-

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ -

その機会の主催機関

-

開催頻度

-

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ -

決まっている機関

-

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

IV. 人材育成について

Q 12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができていますか？

▶ -	
合意形成ができていますか？	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができますか？	-

Q 13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっていますか？

▶ -	
実施する機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができますか？	-

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

実施する機関

-

詳細

-

関係機関の間で合意形成が来ている

-

合意形成が来ている機関

-

リハ専門職が協力している内容

-

リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

協力する相談窓口の機関

-

詳細

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

VI. 事業振返りに等について

Q 16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ -	
実施する機関	-
詳細	-
開催頻度	-

Q 17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ -	
担当する機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
10

基本情報
都道府県
群馬県
回答部署
健康福祉部福祉局介護高齢課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	第9期群馬県高齢者保健福祉計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	1回／年
----------	------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲	二次保健医療圏域
---------------	----------

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	二次保健医療圏域
-----------	----------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められていない

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ない

その機会の主催機関

－

開催頻度

－

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会がある

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

広域支援センター

共通認識を持つための手段

特に決められていない

IV. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

都道府県主管課，協議会，リハ支援センター，広域支援センター

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができます

確認できる

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ 決まっている

実施する機関

都道府県主管課，リハ支援センター

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができます

確認できない

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	広域支援センター， 職能団体
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	協力機関
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣， 市区町村担当者からの相談
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	リハ支援センター
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関	リハ支援センター
--------	----------

詳細	－
----	---

開催頻度	1回／半年
------	-------

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関	都道府県主管課，リハ支援センター，広域支援センター
--------	---------------------------

詳細	－
----	---

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる
----------------------------	-------

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
11

基本情報	
都道府県	
埼玉県	
回答部署	
福祉部 地域包括ケア課	

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	高齢者支援計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	1回／半年
----------	-------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲	二次保健医療圏域
---------------	----------

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	活動範囲に取り決めは無い
-----------	--------------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

- ▶ 決められている

地域診断やニーズ分析を担う機関

広域支援センター

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

- ▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

- ▶ ある

その機会の主催機関

都道府県主管課

開催頻度

不定期

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

- ▶ 決まっていない

決まっている機関

-

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

- ▶ 機会がある

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

都道府県

共通認識を持つための手段

-

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができている

▶ できている

合意形成ができている機関

都道府県主管課，協議会，リハ支援センター，広域支援センター，協力機関，職能団体（県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士会）

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっている

実施する機関

職能団体

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	職能団体
詳細	県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士会
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課、協議会、リハ支援センター、広域支援センター、協力機関、職能団体(県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士会)
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣、事業計画立案や評価、市区町村担当者からの相談
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	57/63市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	広域支援センター
詳細	—
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振り返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関

職能団体

詳細

県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士会

開催頻度

1回／年

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関

広域支援センター

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
12

基本情報
都道府県
千葉県
回答部署
健康福祉部 健康づくり支援課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	千葉県総合計画、千葉県保健医療計画、 千葉県高齢者保健福祉計画、 第八次千葉県障害者計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できる
--	-------

協議会の開催頻度	1回／半年
----------	-------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲	二次保健医療圏域
---------------	----------

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	都道府県全域
-----------	--------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められている

地域診断やニーズ分析を担う機関

リハ支援センター，広域支援センター

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

都道府県主管課

開催頻度

不定期

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

-

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会はない

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

IV. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

都道府県主管課，リハ支援センター，広域支援センター，協力機関

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっている

実施する機関

都道府県主管課

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	リハ支援センター，広域支援センター
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課，リハ支援センター，広域支援センター，協力機関
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣，市区町村担当者からの相談
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	リハ支援センター，広域支援センター
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関

リハ支援センター，広域支援センター

詳細

－

開催頻度

不定期

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関

広域支援センター，協力機関

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
13

基本情報
都道府県
東京都
回答部署
東京都保健医療局医療政策部

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	東京都高齢者保健福祉計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できる
--	-------

協議会の開催頻度	1回／年
----------	------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲	二次保健医療圏域
---------------	----------

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	二次保健医療圏域
-----------	----------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

- ▶ 決められている

地域診断やニーズ分析を担う機関

都道府県，協議会，リハ支援センター

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

- ▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

- ▶ ある

その機会の主催機関

リハ支援センター

開催頻度

1回／四半期

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

- ▶ 決めている

決まっている機関

都道府県，協議会，リハ支援センター

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

- ▶ 機会がある

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

都道府県，協議会，リハ支援センター

共通認識を持つための手段

会議への参加，日常的な連絡

IV. 人材育成について

Q 12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

都道府県主管課，協議会，リハ支援センター

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

Q 13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっていない

実施する機関

－

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

－

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

実施する機関	－
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	－
合意形成が出来ている機関	－
リハ専門職が協力している内容	－
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	広域支援センター
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関	広域支援センター
--------	----------

詳細	－
----	---

開催頻度	不定期
------	-----

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関	広域支援センター
--------	----------

詳細	－
----	---

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる
----------------------------	-------

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
14

基本情報
都道府県
神奈川県
回答部署
健康医療局 保健医療部 医療企画課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	第8次神奈川県保健医療計画、 第9期かながわ高齢者保健福祉計画、 神奈川県地域リハビリテーション連携指針
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できる
--	-------

協議会の開催頻度	1回／半年
----------	-------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定していない

広域支援センターの担当範囲	-
---------------	---

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ない

協力機関の活動範囲	-
-----------	---

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ －

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ない

その機会の主催機関

－

開催頻度

－

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会がある

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

リハ支援センター

共通認識を持つための手段

特に決められていない

IV. 人材育成について

Q 12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができている

▶ できていない

合意形成ができている機関

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

Q 13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっていない

実施する機関

—

詳細

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	都道府県主管課
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課、職能団体（県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士会）
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣、
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	10/33市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	職能団体
詳細	県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士会
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定していない

実施する機関

—

詳細

—

開催頻度

—

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められていない

担当する機関

—

詳細

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
15

基本情報
都道府県
新潟県
回答部署
福祉保健部 高齢福祉保健課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	第9期新潟県高齢者保健福祉計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	不定期
----------	-----

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定していない

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定していない

広域支援センターの担当範囲	-
---------------	---

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ない

協力機関の活動範囲	-
-----------	---

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められていない

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ない

その機会の主催機関

－

開催頻度

－

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会がある

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

都道府県，職能団体（新潟県地域包括ケア支援専門職能協議会、新潟県リハビリテーション専門職協議会）

共通認識を持つための手段

日常的な連絡

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができている

▶ できている

合意形成ができている機関

都道府県主管課，
職能団体（新潟県地域包括ケア支援専門職協議会、新潟県リハビリテーション専門職協議会）

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっている

実施する機関

職能団体

詳細

新潟県地域包括ケア支援専門職協議会、新潟県リハビリテーション専門職協議会

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

実施する機関	—
詳細	—
関係機関の間で合意形成が来ている	—
合意形成が来ている機関	—
リハ専門職が協力している内容	—
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	—
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	—

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	職能団体
詳細	新潟県地域包括ケア支援専門職協議会、 新潟県リハビリテーション専門職協議会
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

Ⅵ. 事業振り返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関

職能団体

詳細

新潟県地域包括ケア支援専門職協議会、
新潟県リハビリテーション専門職協議会

開催頻度

必要に応じて

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関

都道府県主管課， 職能団体

詳細

新潟県地域包括ケア支援専門職協議会、
新潟県リハビリテーション専門職協議会

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
19

基本情報
都道府県
山梨県
回答部署
福祉保健部 健康長寿推進課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	健康長寿やまなしプラン （山梨県高齢者福祉計画・ 山梨県介護保険事業支援計画）
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	1回／半年
----------	-------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定していない

広域支援センターの担当範囲	-
---------------	---

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	市区町村
-----------	------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められている

地域診断やニーズ分析を担う機関

都道府県，リハ支援センター，保健所や保健福祉事務所

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

リハ支援センター

開催頻度

1回／月

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決めている

決まっている機関

リハ支援センター

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

IV. 人材育成について

Q 12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関	都道府県主管課，リハ支援センター，職能団体
---------------	-----------------------

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない
----------------------------	--------

Q 13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっていない

実施する機関	－
--------	---

詳細	－
----	---

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－
----------------------------	---

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	リハ支援センター
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	できていない
合意形成が出来ている機関	－
リハ専門職が協力している内容	－
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

協力する相談窓口の機関	－
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

Ⅵ. 事業振り返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関	リハ支援センター
--------	----------

詳細	－
----	---

開催頻度	1回／年
------	------

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関	都道府県主管課，協力機関
--------	--------------

詳細	－
----	---

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない
----------------------------	--------

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
20

基本情報
都道府県
長野県
回答部署
介護支援課

Ⅰ．地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されていない	
主な計画・連携指針の名称	-
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	-
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制はない	
市町村介護予防事業支援への活用有無	-

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

▶ -

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

-

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

-

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

-

協議会の開催頻度

-

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

▶ -

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

▶ -

広域支援センターの担当範囲

-

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

▶ -

協力機関の活動範囲

-

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ -

地域診断やニーズ分析を担う機関

-

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ -

その機会の主催機関

-

開催頻度

-

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ -

決まっている機関

-

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

IV. 人材育成について

Q 12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができていますか？

▶ -	
合意形成ができていますか？	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができますか？	-

Q 13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっていますか？

▶ -	
実施する機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができますか？	-

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

実施する機関

-

詳細

-

関係機関の間で合意形成が来ている

-

合意形成が来ている機関

-

リハ専門職が協力している内容

-

リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

協力する相談窓口の機関

-

詳細

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ -	
実施する機関	-
詳細	-
開催頻度	-

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ -	
担当する機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-

東海・北陸ブロック

地域リハビリテーション支援体制調査結果

[富山県](#)

[石川県](#)

[福井県](#)

[岐阜県](#)

[静岡県](#)

[愛知県](#)

[三重県](#)

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
16

基本情報
都道府県
富山県
回答部署
厚生部健康対策室健康課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	第9期介護保険事業支援計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	1回／年
----------	------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲	二次保健医療圏域
---------------	----------

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	二次保健医療圏域
-----------	----------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められている

地域診断やニーズ分析を担う機関

広域支援センター，保健所や保健福祉事務所

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

リハ支援センター

開催頻度

1回／半年

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決めている

決まっている機関

保健所や保健福祉事務所，市区町村・保健センター

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

IV. 人材育成について

Q 12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

都道府県主管課，協議会，リハ支援センター，
広域支援センター，協力機関，職能団体

ホームページ等で市区町村担当者が確認することが
できる

確認できない

Q 13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ 決まっている

実施する機関

職能団体

詳細

リハ専門職団体

ホームページ等で市区町村担当者が確認することが
できる

確認できない

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	都道府県主管課
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課，協議会，リハ支援センター，広域支援センター，協力機関，職能団体
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣，事業計画立案や評価
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	11/15市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	都道府県主管課，リハ支援センター，広域支援センター
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関

リハ支援センター，広域支援センター

詳細

－

開催頻度

必要に応じて

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関

協力機関

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
17

基本情報
都道府県
石川県
回答部署
石川県リハビリテーションセンター

I．地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	石川県長寿社会プラン2024
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	1回／年
----------	------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定していない

広域支援センターの担当範囲	-
---------------	---

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	都道府県全域
-----------	--------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められている

地域診断やニーズ分析を担う機関

都道府県， リハ支援センター

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

リハ支援センター

開催頻度

1回／四半期

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

-

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会がある

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

都道府県， リハ支援センター

共通認識を持つための手段

特に決められていない

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

都道府県主管課，リハ支援センター，
職能団体（県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士会）

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができます

確認できる

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ 決まっている

実施する機関

リハ支援センター，職能団体

詳細

県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士会

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができます

確認できる

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	都道府県主管課，リハ支援センター，職能団体
詳細	県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士会
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課，リハ支援センター，協力機関， 職能団体（県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士会）
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣，事業計画立案や評価，市区町村担当者からの相談，復興リハビリテーション支援
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	18/19市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	リハ支援センター
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振返りに等について

Q 16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定していない

実施する機関

—

詳細

—

開催頻度

—

Q 17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められていない

担当する機関

—

詳細

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
18

基本情報
都道府県
福井県
回答部署
健康福祉部長寿福祉課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	第9期福井県高齢者福祉計画 福井県介護保険事業支援計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	1回／半年
----------	-------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲	保健所圏域
---------------	-------

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	都道府県全域
-----------	--------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められている

地域診断やニーズ分析を担う機関

都道府県， リハ支援センター

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

リハ支援センター

開催頻度

不定期

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決めている

決まっている機関

都道府県， リハ支援センター

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

都道府県主管課，リハ支援センター，
広域支援センター，職能団体（福井県リハビリテーション専門職協議会）

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっている

実施する機関

リハ支援センター，職能団体

詳細

福井県リハビリテーション専門職協議会

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	職能団体
詳細	福井県リハビリテーション専門職協議会
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課，協議会，リハ支援センター，広域支援センター，協力機関，職能団体(福井県リハビリテーション専門職協議会)
リハ専門職が協力している内容	－
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	3/17市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	都道府県主管課，リハ支援センター
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振り返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関	都道府県主管課，リハ支援センター
--------	------------------

詳細	－
----	---

開催頻度	1回／半年
------	-------

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関	職能団体
--------	------

詳細	福井県リハビリテーション専門職協議会
----	--------------------

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる
----------------------------	-------

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
21

基本情報
都道府県
岐阜県
回答部署
医療福祉連携推進課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されていない	
主な計画・連携指針の名称	-
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	-
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されていない

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	1回／半年
----------	-------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定していない

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定していない

広域支援センターの担当範囲	-
---------------	---

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ない

協力機関の活動範囲	-
-----------	---

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められていない

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ない

その機会の主催機関

－

開催頻度

－

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会はない

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

－

共通認識を持つための手段

－

IV. 人材育成について

Q 12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができている

▶ できていない

合意形成ができている機関

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

Q 13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっていない

実施する機関

—

詳細

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

実施する機関	－
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	－
合意形成が出来ている機関	－
リハ専門職が協力している内容	－
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

協力する相談窓口の機関	－
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定していない

実施する機関

—

詳細

—

開催頻度

—

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められていない

担当する機関

—

詳細

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
22

基本情報
都道府県
静岡県
回答部署
健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課地域 包括ケア推進室

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	第10次静岡県老人福祉計画、 第9期静岡県介護保険事業支援計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	1回／半年
----------	-------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲	二次保健医療圏域
---------------	----------

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	二次保健医療圏域，市区町村，市区町村内の一部
-----------	------------------------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められている

地域診断やニーズ分析を担う機関

広域支援センター

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

都道府県主管課

開催頻度

1回／年

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決めている

決まっている機関

都道府県

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会がある

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

都道府県

共通認識を持つための手段

会議への参加

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができている

▶ できている

合意形成ができている機関

都道府県主管課，協議会，リハ支援センター，広域支援センター，協力機関，職能団体（静岡県リハビリテーション専門職団体協議会）

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっている

実施する機関

職能団体

詳細

静岡県リハビリテーション専門職団体協議会

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	広域支援センター
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課，協議会，リハ支援センター，広域支援センター，協力機関，職能団体（静岡県リハビリテーション専門職団体協議会）
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣，市区町村担当者からの相談
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	35/35市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない
Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている	
▶ 決まっている	
協力する相談窓口の機関	広域支援センター
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振り返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関

職能団体

詳細

静岡県リハビリテーション専門職団体協議会

開催頻度

必要に応じて

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められていない

担当する機関

－

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

－

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
23

基本情報
都道府県
愛知県
回答部署
福祉局福祉部福祉総務課福祉企画室

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

▶ 協議会はない

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

－

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

－

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

－

協議会の開催頻度

－

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

▶ 指定していない

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

▶ 指定していない

広域支援センターの担当範囲

－

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

▶ ない

協力機関の活動範囲

－

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められていない

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ない

その機会の主催機関

－

開催頻度

－

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決めている

決まっている機関

都道府県， 職能団体

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ －

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

－

共通認識を持つための手段

－

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができている

▶ できている

合意形成ができている機関

都道府県主管課， 職能団体（公益社団法人愛知県理学療法士会）

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっている

実施する機関

職能団体

詳細

公益社団法人愛知県理学療法士会

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	都道府県主管課， 職能団体
詳細	公益社団法人愛知県理学療法士会
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課， 職能団体（公益社団法人愛知県理学療法士会）
リハ専門職が協力している内容	事業計画立案や評価， 市区町村担当者からの相談
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	16/54市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

協力する相談窓口の機関	－
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

VI. 事業振り返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定していない

実施する機関

－

詳細

－

開催頻度

－

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関

都道府県主管課， 職能団体

詳細

公益社団法人愛知県理学療法士会

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
24

基本情報
都道府県
三重県
回答部署
医療保健部長寿介護課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	みえ高齢者元気・かがやきプラン
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できる
--	-------

協議会の開催頻度	昨年度設置のため未実施
----------	-------------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定していない

広域支援センターの担当範囲	-
---------------	---

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	活動範囲に取り決めは無い
-----------	--------------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められていない

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ない

その機会の主催機関

－

開催頻度

－

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会がある

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

都道府県

共通認識を持つための手段

ヒアリング

IV. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

リハ支援センター

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ 決まっている

実施する機関

リハ支援センター

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

実施する機関	－
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	－
合意形成が出来ている機関	－
リハ専門職が協力している内容	－
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ －

協力する相談窓口の機関	リハ支援センター
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

Ⅵ. 事業振り返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定していない

実施する機関

－

詳細

－

開催頻度

－

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関

リハ支援センター

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

近畿ブロック

地域リハビリテーション支援体制調査結果

滋賀県

京都府

大阪府

兵庫県

奈良県

和歌山県

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
25

基本情報
都道府県
滋賀県
回答部署
健康しが推進課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	滋賀県保健医療計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	不定期
----------	-----

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定していない

広域支援センターの担当範囲	-
---------------	---

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ない

協力機関の活動範囲	-
-----------	---

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められている

具体的な連携先

滋賀県リハビリテーション推進団体協議会（R7～：～R7滋賀県POS連絡協議会より名称変更）

具体的な連携手段

会議への参加，紙面などでの情報交換，日常的な連絡

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

都道府県主管課

開催頻度

不定期

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会がある

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

リハ支援センター，県健康福祉事務所

共通認識を持つための手段

会議への参加，紙面等での情報交換，日常的な連絡

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができている

▶ できている

合意形成ができている機関

都道府県主管課，リハ支援センター，職能団体

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっている

実施する機関

職能団体

詳細

滋賀県リハビリテーション推進団体協議会（旧滋賀県POS連絡協議会）

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

実施する機関	－
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	－
合意形成が出来ている機関	－
リハ専門職が協力している内容	－
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	リハ支援センター
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定していない

実施する機関

—

詳細

—

開催頻度

—

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められていない

担当する機関

—

詳細

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
26

基本情報
都道府県
京都府
回答部署
高齢者支援課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	京都府保健医療計画、 京都府地域リハビリテーション連携指針
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	1回／年
----------	------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定していない

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲	二次保健医療圏域
---------------	----------

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	二次保健医療圏域
-----------	----------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められている

地域診断やニーズ分析を担う機関

都道府県

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

都道府県主管課

開催頻度

1回／年

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決めている

決まっている機関

広域支援センター

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができている

▶ できている

合意形成ができている機関

都道府県主管課，
職能団体（京都府リハビリテーション三療法士会協議会）

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっている

実施する機関

職能団体

詳細

京都府リハビリテーション三療法士会協議会

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	広域支援センター
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課，広域支援センター
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣，市区町村担当者からの相談
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	26/26市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	広域支援センター
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない

VI. 事業振り返りに等について	
Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している	
▶ 設定していない	
実施する機関	－
詳細	－
開催頻度	－
Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている	
▶ 決められていない	
担当する機関	－
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
27

基本情報
都道府県
大阪府
回答部署
福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ -	
主な計画・連携指針の名称	-
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	-
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ -	
市町村介護予防事業支援への活用有無	-

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

▶ -

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

-

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

-

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

-

協議会の開催頻度

-

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

▶ -

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

▶ -

広域支援センターの担当範囲

-

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

▶ -

協力機関の活動範囲

-

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ -

地域診断やニーズ分析を担う機関

-

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ -

その機会の主催機関

-

開催頻度

-

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ -

決まっている機関

-

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

IV. 人材育成について

Q 12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができていますか？

▶ -

合意形成ができていますか？	-
---------------	---

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-
----------------------------	---

Q 13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっていますか？

▶ -

実施する機関	-
--------	---

詳細	-
----	---

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-
----------------------------	---

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

実施する機関	-
詳細	-
関係機関の間で合意形成が来ている	-
合意形成が来ている機関	-
リハ専門職が協力している内容	-
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

協力する相談窓口の機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-

VI. 事業振返りに等について

Q 16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ -	
実施する機関	-
詳細	-
開催頻度	-

Q 17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ -	
担当する機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
28

基本情報
都道府県
兵庫県
回答部署
福祉部 高齢政策課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	第9介護保険事業支援計画、 兵庫県保健医療計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

▶ 協議会はない

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

－

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

－

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

－

協議会の開催頻度

－

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲

旧二次保健医療圏域

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

▶ ない

協力機関の活動範囲

－

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められていない

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

リハ支援センター

開催頻度

1回／半年

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会がある

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

都道府県，リハ支援センター，広域支援センター

共通認識を持つための手段

会議への参加，紙面等での情報交換，特に決められていない

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができている

▶ できている

合意形成ができている機関

都道府県主管課，リハ支援センター，広域支援センター

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっている

実施する機関

リハ支援センター，広域支援センター，職能団体

詳細

兵庫県リハ3士会合同地域支援推進協議会

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	広域支援センター
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課，リハ支援センター，広域支援センター
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣，市区町村担当者からの相談
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	41/41市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

協力する相談窓口の機関	－
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定していない

実施する機関

－

詳細

－

開催頻度

－

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関

都道府県主管課，広域支援センター

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
29

基本情報
都道府県
奈良県
回答部署
福祉保険部地域包括支援課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	奈良県高齢者福祉計画 第9期介護保険事業支援計画 認知症施策推進計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

▶ 協議会はない

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

－

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

－

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

－

協議会の開催頻度

－

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

▶ 指定していない

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

▶ 指定していない

広域支援センターの担当範囲

－

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

▶ ない

協力機関の活動範囲

－

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められていない

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

都道府県主管課

開催頻度

不定期

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会がある

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

都道府県

共通認識を持つための手段

特に決められていない

IV. 人材育成について

Q 12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができている

▶ できていない

合意形成ができている機関

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

Q 13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっていない

実施する機関

—

詳細

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

実施する機関	－
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	－
合意形成が出来ている機関	－
リハ専門職が協力している内容	－
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	都道府県主管課，リハ支援センター
詳細	理学療法士協会、作業療法士会、言語聴覚士会の3団体合同窓口、栄養士会、歯科衛生士会、薬剤師会
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振り返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関	都道府県主管課， 職能団体
--------	---------------

詳細	理学療法士協会、作業療法士会、言語聴覚士会の3団体合同窓口、栄養士会、歯科衛生士会、薬剤師会
----	--

開催頻度	必要に応じて
------	--------

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められていない

担当する機関	－
--------	---

詳細	－
----	---

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－
----------------------------	---

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
30

基本情報
都道府県
和歌山県
回答部署
長寿社会課

I．地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	わかやま長寿プラン2024
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できる
--	-------

協議会の開催頻度	不定期（1回/3年）
----------	------------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲	二次保健医療圏域，保健所圏域
---------------	----------------

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ない

協力機関の活動範囲	-
-----------	---

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められていない

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

都道府県主管課

開催頻度

不定期

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会がある

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

都道府県

共通認識を持つための手段

会議への参加，紙面等での情報交換，日常的な連絡

IV. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

都道府県主管課，
職能団体（県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士会）

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができ

確認できない

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ 決まっていない

実施する機関

—

詳細

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができ

—

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	都道府県主管課，広域支援センター，職能団体
詳細	県PT協会、県OT会、県ST会
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課，協議会，リハ支援センター，広域支援センター，職能団体（県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士）
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣，事業計画立案や評価，市区町村担当者からの相談
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	30/30市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	都道府県主管課，広域支援センター，職能団体
詳細	県PT協会、県OT会、県ST会
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

Ⅵ. 事業振り返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定していない

実施する機関

－

詳細

－

開催頻度

－

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関

都道府県主管課，広域支援センター，職能団体

詳細

県PT協会、県OT会、県ST会

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

中国・四国ブロック

地域リハビリテーション支援体制調査結果

[鳥取県](#)

[島根県](#)

[岡山県](#)

[広島県](#)

[山口県](#)

[徳島県](#)

[香川県](#)

[愛媛県](#)

[高知県](#)

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
31

基本情報
都道府県
鳥取県
回答部署
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

Ⅰ．地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されていない	
主な計画・連携指針の名称	－
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	－
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制はない	
市町村介護予防事業支援への活用有無	－

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

▶ -

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

-

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

-

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

-

協議会の開催頻度

-

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

▶ -

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

▶ -

広域支援センターの担当範囲

-

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

▶ -

協力機関の活動範囲

-

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ -

地域診断やニーズ分析を担う機関

-

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ -

その機会の主催機関

-

開催頻度

-

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ -

決まっている機関

-

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

IV. 人材育成について

Q 12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができていますか？

▶ -	
合意形成ができていますか？	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができますか？	-

Q 13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっていますか？

▶ -	
実施する機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができますか？	-

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

実施する機関

-

詳細

-

関係機関の間で合意形成が来ている

-

合意形成が来ている機関

-

リハ専門職が協力している内容

-

リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

協力する相談窓口の機関

-

詳細

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

VI. 事業振り返りに等について

Q 16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ -	
実施する機関	-
詳細	-
開催頻度	-

Q 17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ -	
担当する機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
32

基本情報
都道府県
島根県
回答部署
高齢者福祉課 地域包括ケア推進室

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	島根県介護保険事業支援計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	1回／半年
----------	-------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定していない

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定していない

広域支援センターの担当範囲	-
---------------	---

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ない

協力機関の活動範囲	-
-----------	---

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められていない

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ない

その機会の主催機関

－

開催頻度

－

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会がある

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

都道府県，リハ支援センター，
職能団体（しまねリハビリテーションネットワーク）

共通認識を持つための手段

特に決められていない

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができている

▶ できていない

合意形成ができている機関

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

－

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっている

実施する機関

都道府県主管課，職能団体

詳細

しまねリハビリテーションネットワーク

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	都道府県主管課， 職能団体
詳細	しまねリハビリテーションネットワーク
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課， 協力機関（しまねリハビリテーションネットワーク）
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣， 市区町村担当者からの相談
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	4/19市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	都道府県主管課， 職能団体
詳細	しまねリハビリテーションネットワーク
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振り返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関

都道府県主管課，職能団体

詳細

しまねリハビリテーションネットワーク

開催頻度

必要に応じて

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関

都道府県主管課，職能団体

詳細

しまねリハビリテーションネットワーク

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
33

基本情報
都道府県
岡山県
回答部署
長寿社会課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

▶ 協議会はない

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

－

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

－

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

－

協議会の開催頻度

－

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

▶ 指定していない

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

▶ 指定していない

広域支援センターの担当範囲

－

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

▶ ある

協力機関の活動範囲

都道府県全域

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められていない

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

リハ支援センター

開催頻度

1回／半年

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会がある

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

職能団体

共通認識を持つための手段

会議への参加

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

都道府県主管課，協力機関，
職能団体(岡山県リハビリテーション専門職団体連絡会)

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ 決まっている

実施する機関

職能団体

詳細

岡山県リハビリテーション専門職団体連絡会

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	職能団体
詳細	岡山県リハビリテーション専門職団体連絡会
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課，職能団体(岡山県リハビリテーション専門職団体連絡会)
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣，市区町村担当者からの相談
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	14/27市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	職能団体
詳細	岡山県リハビリテーション専門職団体連絡会
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振り返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関

職能団体

詳細

岡山県リハビリテーション専門職団体連絡会

開催頻度

1回／四半期，必要に応じて

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関

都道府県主管課，職能団体

詳細

岡山県リハビリテーション専門職団体連絡会

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
34

基本情報
都道府県
広島県
回答部署
健康福祉局 地域共生社会推進課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	第9期ひろしま高齢者プラン
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	1回／半年
----------	-------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲	二次保健医療圏域
---------------	----------

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	二次保健医療圏域， 市区町村
-----------	----------------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められている

地域診断やニーズ分析を担う機関

都道府県，広域支援センター，保健所や保健福祉事務所

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

都道府県主管課

開催頻度

1回／半年

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決めている

決まっている機関

都道府県，リハ支援センター，広域支援センター，（広島県地域包括ケア推進センター）

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

IV. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

リハ支援センター，広域支援センター，
広島県地域包括ケア推進センター

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができ

確認できる

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ 決まっている

実施する機関

リハ支援センター，広域支援センター，広島県地域包括ケア推進センター

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができ

確認できる

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	リハ支援センター，広域支援センター
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課，リハ支援センター，広域支援センター，協力機関，職能団体
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣，市区町村担当者からの相談，
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	23/23市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

協力する相談窓口の機関	－
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

VI. 事業振り返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関	都道府県主管課
--------	---------

詳細	－
----	---

開催頻度	1回／半年
------	-------

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関	都道府県主管課，広域支援センター，協力機関
--------	-----------------------

詳細	－
----	---

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない
----------------------------	--------

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
35

基本情報
都道府県
山口県
回答部署
長寿社会課

I．地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されていない	
主な計画・連携指針の名称	-
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	-
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

▶ 協議会はない

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

－

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

－

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

－

協議会の開催頻度

－

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

▶ 指定していない

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

▶ 指定していない

広域支援センターの担当範囲

－

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

▶ ない

協力機関の活動範囲

－

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められていない

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ない

その機会の主催機関

－

開催頻度

－

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会はない

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

－

共通認識を持つための手段

－

IV. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

職能団体

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ 決まっている

実施する機関

職能団体

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	職能団体
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	職能団体
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣，市区町村担当者からの相談
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

協力する相談窓口の機関	－
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定していない

実施する機関

—

詳細

—

開催頻度

—

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められていない

担当する機関

—

詳細

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
36

基本情報
都道府県
徳島県
回答部署
保健福祉部長寿いきがい課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されていない	
主な計画・連携指針の名称	-
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	-
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制はない	
市町村介護予防事業支援への活用有無	-

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

▶ -

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

-

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

-

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

-

協議会の開催頻度

-

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

▶ -

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

▶ -

広域支援センターの担当範囲

-

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

▶ -

協力機関の活動範囲

-

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ -

地域診断やニーズ分析を担う機関

-

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ -

その機会の主催機関

-

開催頻度

-

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ -

決まっている機関

-

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

IV. 人材育成について

Q 12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができていますか？

▶ -	
合意形成ができていますか？	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができますか？	-

Q 13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっていますか？

▶ -	
実施する機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができますか？	-

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

実施する機関

-

詳細

-

関係機関の間で合意形成が来ている

-

合意形成が来ている機関

-

リハ専門職が協力している内容

-

リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

協力する相談窓口の機関

-

詳細

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

VI. 事業振り返りに等について

Q 16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ -	
実施する機関	-
詳細	-
開催頻度	-

Q 17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ -	
担当する機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
37

基本情報
都道府県
香川県
回答部署
健康福祉部 健康政策課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されていない	
主な計画・連携指針の名称	-
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	-
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制はない	
市町村介護予防事業支援への活用有無	-

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

▶ -

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

-

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

-

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

-

協議会の開催頻度

-

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

▶ -

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

▶ -

広域支援センターの担当範囲

-

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

▶ -

協力機関の活動範囲

-

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ -

地域診断やニーズ分析を担う機関

-

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ -

その機会の主催機関

-

開催頻度

-

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ -

決まっている機関

-

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

IV. 人材育成について

Q 12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができていますか？

▶ -

合意形成ができていますか？	-
---------------	---

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-
----------------------------	---

Q 13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっていますか？

▶ -

実施する機関	-
--------	---

詳細	-
----	---

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-
----------------------------	---

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

実施する機関

-

詳細

-

関係機関の間で合意形成が来ている

-

合意形成が来ている機関

-

リハ専門職が協力している内容

-

リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

協力する相談窓口の機関

-

詳細

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

VI. 事業振り返りに等について

Q 16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ -	
実施する機関	-
詳細	-
開催頻度	-

Q 17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ -	
担当する機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
38

基本情報
都道府県
愛媛県
回答部署
保健福祉部生きがい推進局長寿介護課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	愛媛県高齢者保健福祉計画介護保険事業支援計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会はない

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

－

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

－

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

－

協議会の開催頻度

－

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定していない

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定していない

広域支援センターの担当範囲

－

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ －

協力機関の活動範囲

－

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められていない

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ない

その機会の主催機関

－

開催頻度

－

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会がある

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

職能団体(愛媛県リハビリテーション専門職協会)

共通認識を持つための手段

会議への参加，特に決められていない

IV. 人材育成について

Q 12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている	
合意形成ができています機関	職能団体(愛媛県リハビリテーション専門職協会)
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができます	確認できる

Q 13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっていない	
実施する機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができます	-

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	職能団体
詳細	愛媛県リハビリテーション専門職協会
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	15/20市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	職能団体
詳細	愛媛県リハビリテーション専門職協会
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定していない

実施する機関

—

詳細

—

開催頻度

—

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められていない

担当する機関

—

詳細

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
39

基本情報
都道府県
高知県
回答部署
子ども・福祉政策部 長寿社会課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	高知県高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業支援計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制はない	
市町村介護予防事業支援への活用有無	-

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

▶ -

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

-

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

-

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

-

協議会の開催頻度

-

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

▶ -

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

▶ -

広域支援センターの担当範囲

-

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

▶ -

協力機関の活動範囲

-

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ -

地域診断やニーズ分析を担う機関

-

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ -

その機会の主催機関

-

開催頻度

-

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ -

決まっている機関

-

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

IV. 人材育成について

Q 12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができていますか？

▶ -

合意形成ができていますか？	-
---------------	---

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができますか？	-
-------------------------------	---

Q 13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっていますか？

▶ -

実施する機関	-
--------	---

詳細	-
----	---

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができますか？	-
-------------------------------	---

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

実施する機関

-

詳細

-

関係機関の間で合意形成が来ている

-

合意形成が来ている機関

-

リハ専門職が協力している内容

-

リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

協力する相談窓口の機関

-

詳細

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ -	
実施する機関	-
詳細	-
開催頻度	-

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ -	
担当する機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-

九州・沖縄ブロック

地域リハビリテーション支援体制調査結果

[福岡県](#)

[佐賀県](#)

[長崎県](#)

[熊本県](#)

[大分県](#)

[宮崎県](#)

[鹿児島県](#)

[沖縄県](#)

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
40

基本情報
都道府県
福岡県
回答部署
高齢者地域包括ケア推進課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されていない	
主な計画・連携指針の名称	-
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	-
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制はない	
市町村介護予防事業支援への活用有無	-

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

▶ -

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

-

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

-

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

-

協議会の開催頻度

-

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

▶ -

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

▶ -

広域支援センターの担当範囲

-

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

▶ -

協力機関の活動範囲

-

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ -

地域診断やニーズ分析を担う機関

-

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ -

その機会の主催機関

-

開催頻度

-

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ -

決まっている機関

-

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

IV. 人材育成について

Q 12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができていますか？

▶ -	
合意形成ができていますか？	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができますか？	-

Q 13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっていますか？

▶ -	
実施する機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができますか？	-

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

実施する機関

-

詳細

-

関係機関の間で合意形成が来ている

-

合意形成が来ている機関

-

リハ専門職が協力している内容

-

リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ -

協力する相談窓口の機関

-

詳細

-

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

-

VI. 事業振り返りに等について

Q 16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ -	
実施する機関	-
詳細	-
開催頻度	-

Q 17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ -	
担当する機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
41

基本情報
都道府県
佐賀県
回答部署
健康福祉部長寿社会課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	佐賀県高齢者福祉計画 佐賀県介護保険事業支援計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	1回／年
----------	------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲	二次保健医療圏域
---------------	----------

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	都道府県全域
-----------	--------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められている

地域診断やニーズ分析を担う機関

広域支援センター

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ない

その機会の主催機関

-

開催頻度

-

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決めている

決まっている機関

協議会

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

都道府県主管課，協議会，リハ支援センター，広域支援センター，協力機関

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ 決まっている

実施する機関

都道府県主管課，職能団体

詳細

佐賀県リハビリテーション3団体協議会

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	都道府県主管課，リハ支援センター，広域支援センター
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課，協議会，リハ支援センター，広域支援センター，協力機関
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣，事業計画立案や評価，市区町村担当者からの相談，
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	20/20市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	都道府県主管課，広域支援センター
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関

都道府県主管課，リハ支援センター，広域支援センター

詳細

－

開催頻度

必要に応じて

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関

都道府県主管課，リハ支援センター，広域支援センター，協力機関

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
42

基本情報
都道府県
長崎県
回答部署
福祉保健部長寿社会課地域包括ケア推進班

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	ながさき長寿いきいきプラン
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できる
--	-------

協議会の開催頻度	1回／半年
----------	-------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲	老人福祉圏域
---------------	--------

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	老人福祉圏域
-----------	--------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められていない

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

都道府県主管課

開催頻度

1回／年

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会がある

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

協議会

共通認識を持つための手段

会議への参加，紙面等での情報交換，日常的な連絡

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができている

▶ できている

合意形成ができている機関

都道府県主管課，協議会，リハ支援センター，広域支援センター，協力機関

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっている

実施する機関

リハ支援センター，広域支援センター

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

実施する機関	－
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	－
合意形成が出来ている機関	－
リハ専門職が協力している内容	－
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	広域支援センター
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振返りに等について

Q 16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定していない	
実施する機関	－
詳細	－
開催頻度	－

Q 17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められていない	
担当する機関	－
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
43

基本情報
都道府県
熊本県
回答部署
認知症施策・地域ケア推進課

Ⅰ．地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	第9期熊本県高齢者福祉・介護保険事業支援計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	1回／年
----------	------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲	保健所圏域
---------------	-------

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	二次保健医療圏域
-----------	----------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められている

地域診断やニーズ分析を担う機関

都道府県，広域支援センター

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

リハ支援センター

開催頻度

1回／年

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決めている

決まっている機関

都道府県，協議会，リハ支援センター，広域支援センター

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

都道府県主管課，リハ支援センター，
広域支援センター，職能団体（熊本県理学療法士協会）

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができ

確認できない

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ 決まっている

実施する機関

リハ支援センター，広域支援センター，職能団体

詳細

熊本県理学療法士協会

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができ

確認できない

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	広域支援センター
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課，協議会，リハ支援センター，広域支援センター，協力機関
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣，事業計画立案や評価，市区町村担当者からの相談
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	41/45市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	広域支援センター
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振り返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関

リハ支援センター

詳細

－

開催頻度

1回／半年

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関

都道府県主管課，広域支援センター

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できない

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
44

基本情報
都道府県
大分県
回答部署
福祉保健部高齢者福祉課

Ⅰ．地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	おおいた高齢者いきいきプラン （大分県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）〈第9期〉
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	不定期
----------	-----

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲	二次保健医療圏域
---------------	----------

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲	二次保健医療圏域
-----------	----------

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められていない

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

リハ支援センター

開催頻度

1回／半年

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会がある

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

都道府県

共通認識を持つための手段

会議への参加

IV. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

都道府県主管課，リハ支援センター

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができます

確認できる

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ 決まっている

実施する機関

都道府県主管課，リハ支援センター

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができます

確認できる

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	都道府県主管課
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	18/18市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	都道府県主管課
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない

Ⅵ. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関	リハ支援センター
--------	----------

詳細	－
----	---

開催頻度	1回／年
------	------

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められている

担当する機関	リハ支援センター
--------	----------

詳細	－
----	---

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない
----------------------------	--------

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
45

基本情報
都道府県
宮崎県
回答部署
長寿介護課医療・介護連携推進室

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	宮崎県高齢者保健福祉計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できない
--	--------

協議会の開催頻度	不定期
----------	-----

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定していない

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定していない

広域支援センターの担当範囲	-
---------------	---

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ない

協力機関の活動範囲	-
-----------	---

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められていない

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ない

その機会の主催機関

－

開催頻度

－

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ －

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

－

共通認識を持つための手段

－

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

職能団体（県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士）

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができます

確認できる

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ 決まっている

実施する機関

職能団体

詳細

県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができます

確認できない

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	都道府県主管課，職能団体
詳細	県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	職能団体(県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士)
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣，事業計画立案や評価，市区町村担当者からの相談
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	25／26市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	都道府県主管課
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定していない	
実施する機関	-
詳細	-
開催頻度	-

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められていない	
担当する機関	-
詳細	-
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	-

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
46

基本情報
都道府県
鹿児島県
回答部署
保健福祉部高齢者生き生き推進課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	第9期鹿児島県高齢者保健福祉計画
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会はない

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

－

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

－

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

－

協議会の開催頻度

－

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲

高齢者保健福祉圏域

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ある

協力機関の活動範囲

都道府県全域

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められている

地域診断やニーズ分析を担う機関

都道府県

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ -

具体的な連携先

-

具体的な連携手段

-

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

都道府県主管課

開催頻度

1回／年

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決めている

決まっている機関

都道府県

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ -

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

-

共通認識を持つための手段

-

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができています

▶ できている

合意形成ができています機関

都道府県主管課，リハ支援センター，広域支援センター，協力機関，職能団体（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士連絡協議会）

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができます

確認できる

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっています。

▶ 決まっている

実施する機関

状況に応じて実施機関が変わる

詳細

－

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができます

確認できる

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	都道府県主管課
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	できている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課，リハ支援センター，広域支援センター， 職能団体(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士連絡協議会)
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣，市区町村担当者からの相談，市町村の要望に応じた業務
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	42/43市町村
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

協力する相談窓口の機関	都道府県主管課
詳細	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる

VI. 事業振り返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定している

実施する機関	都道府県主管課
--------	---------

詳細	-
----	---

開催頻度	1回／年
------	------

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

#N/A

担当する機関	リハ支援センター，広域支援センター
--------	-------------------

詳細	-
----	---

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できる
----------------------------	-------

更新日
都道府県番号

2026年6月時点
47

基本情報
都道府県
沖縄県
回答部署
保健医療介護部 地域包括ケア推進課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について	
Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている	
▶ 記載されている	
主な計画・連携指針の名称	沖縄県高齢者保健福祉計画 沖縄県地域リハビリテーション連携指針
ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧	閲覧できる
Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある	
▶ 地域リハ支援体制がある	
市町村介護予防事業支援への活用有無	活用されている

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

- ▶ 協議会がある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている	含まれている
----------------------------	--------

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている	含まれている
---	--------

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる	閲覧できる
--	-------

協議会の開催頻度	1回／半年
----------	-------

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。
※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

- ▶ 指定していない

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。
※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

- ▶ 指定していない

広域支援センターの担当範囲	-
---------------	---

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。
※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

- ▶ ない

協力機関の活動範囲	-
-----------	---

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められていない

具体的な連携先

－

具体的な連携手段

－

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ない

その機会の主催機関

－

開催頻度

－

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ 機会はない

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

－

共通認識を持つための手段

－

Ⅳ. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができている

▶ できていない

合意形成ができている機関

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっていない

実施する機関

—

詳細

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

実施する機関	－
詳細	－
関係機関の間で合意形成が出来ている	－
合意形成が出来ている機関	－
リハ専門職が協力している内容	－
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ －

協力する相談窓口の機関	職能団体
詳細	沖縄県リハビリテーション専門職協会
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	確認できない

VI. 事業振返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

▶ 設定していない

実施する機関

—

詳細

—

開催頻度

—

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

▶ 決められていない

担当する機関

—

詳細

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—